

博士(文学)学位請求論文審査報告要旨

論文提出者氏名	藤本 庸裕
論文題目	説一切有部における有漏法と無漏法の定義とその展開
<p>審査要旨</p> <p>インド部派仏教の教義学(abhidharma)を代表する学派であった説一切有部(有部)は、あらゆるものを「法」(dharma, 要素)という概念に分析し、それぞれの概念を厳密に定義した上で、それらの組み合わせによりさまざまな現象を説明しようとしている。それらの「法」はさまざまなカテゴリーによって分類・整理されるのであるが、そのようなカテゴリーのなかで特に重要なものに「有漏法」(sāsrava, 汚れた要素)・「無漏法」(anāsrava, 汚れていない要素)という概念がある。この両者はそれぞれ「世間(三界)に属するもの」(laukika)と「世間を越えたもの」(lokottara)と等置され、輪廻の生存に関わる領域と、それを超越した悟りの領域という、仏教教理体系上もとても重要な区別のための指標として用いられたのであり、その概念を厳密に規定することは有部論師にとって喫緊の課題であった。有部において五根・五境・前五識の前十五界はすべて有漏法であり、意根・法・意識の三界にのみ無漏法が含まれるとされ、このような有漏法・無漏法の範囲は早くから確定していたのであるが、ある法がなぜ有漏でありなぜ無漏とされるのかを全ての場合で整合的に説明することは容易ではなく、そのためさまざまな概念規定(定義)が提示され、学派内での議論が積みかさねられてきた。</p> <p>本論文の序論では、先行研究に加えて、このような議論が必要となった背景が紹介される。それによれば、覺りを開いた仏の場合、自ら煩惱を起こすことはなくとも、その身体は他者の煩惱の対象となりうるから有漏であるという有部の定説が、この議論の背景として考えられるという。解脱して、もはや煩惱を起こすことのない仏であってもその身体は有漏であるという主張は、教理体系上扱いの難しいものであり、この点を整合的に説明しうる定義を求めて、様々な試みがなされた。本論文は、そのように重要な議論を教理史のなかに位置づけようとするものなのである。</p> <p>まず第1章では、『雑阿含経』「第56経」における有漏・無漏の定義が検討される。そこでの有漏法の定義は「あるものが有漏であり執着されるべきものであって、そのものにおいて煩惱が生じる場合、それは有漏法である」とまとめられる。この定義は、有漏法の定義中に「有漏」という語を含むという同語反復の問題をはらむものであるが、筆者によるならばそれは本来「ある色が有漏であり、執着されるべきものであって、過去・未来・現在のその色において貪欲・瞋恚・痴および種々の随煩惱と心所法が生じる場合」云々という五取蘊の定義が有漏法の定義に転用されることによって生じたものであったという。</p> <p>第2章では、『阿毘達磨大毘婆沙論』(『婆沙論』)における有漏法・無漏法の定義が検討される、本書では二つの文脈で有漏法・無漏法が論じられるが、一つは仏身が有漏であることを論証する文脈である。そこでは、『雑阿含経』「第56経」に基づく「他者の煩惱を生じさせるものは有漏である」という規定に、「漏から生じるものは有漏である」という規定が加えられた「漏から生じ、他者の漏(=煩惱)を生じさせるものは有漏である」という定義を前提として、「ブツダの身体は、漏から生じるゆえに、他者の漏を生じさせるゆえに、有漏である」という論法で仏身の有漏を論証するのである。もう一つの文脈は、有漏法と無漏法に関する八種の定義を列挙する箇所である。ここで筆者は、玄奘訳『婆沙論』を異訳と比較検討することにより、これら八種の定義の形成過程を推定している。</p> <p>第3章では、所謂「心論」系論書、すなわち法勝の『阿毘曇心論』、優波扇多の『阿毘曇心論経』、法救の『雑阿毘曇心論』における有漏法・無漏法の定義を検討する。筆者によれば、この時期に「他者の煩惱を生じさせるものは有漏である」という規定と、「無漏法(涅槃等)を対象とする煩惱もある」(「無漏縁の随眠」という有部の別の定説との間の矛盾が明確に意識されるようになり、その回避が図られるようになったという。そのため、単に対象となって煩惱を生じさせるだけでなく、煩惱を増長させるものが有漏法とされるようになった。これは有漏法・無漏法の定義における大きな転換点であったと言える。</p>	

氏名 藤本 庸裕 _____

第4章では、世親の『俱舍論』における定義が検討される。世親は「諸の漏(随眠)が付着するものは有漏である」と有漏法を定義する。これは、従来の諸定義のもつ問題点を回避し、あらゆる文脈で適用可能な統一的な定義を企図したものであったという。

以上のような検討を経て、結論で改めて有部内における有漏法・無漏法の諸定義の展開過程が回顧され、世親以降の状況が展望される。世親の定義は、サンガバドドラやヤショーミトラによって受け入れられており、一定の成功を収めたものと思われるが、一方 *Abhidharmadīpa* の註釈書では誤った語源解釈として批判されており、必ずしも有部の定説として全面的に受け入れられるには至らなかったのである。

以上、藤本氏の議論は関係資料を詳細に検討した極めて綿密なものであり、重要な概念でありながらこれまでまともな研究が殆どされてこなかった有部における有漏法と無漏法の定義の展開史を解明するものとして、非常に有益な貢献である。アビダルマ研究という性質上、本論での議論がやや煩瑣な論点に及ぶことは避けられないところがあるが、そのような議論が必要となった背景は序論で適切に説明されており、結論での総括とも相俟って、全体像を把握しやすくする工夫もなされている。欲を言えばこのような教義学上の議論が、輪廻からの解脱を志向する仏教の実践においてどのような意義をもっていたのかも検討されていれば、さらに本研究の価値を高めるものとなっていたであろうが、そのような研究は今後の課題とされることを期待したい。有益性の高い研究であり、博士学位の授与に値する論文であると審査委員一同判断した。

公開審査会開催日	2022年 1月 25日			
審査委員資格	所属機関名称・資格	氏名	専門分野	博士学位
主任審査委員	早稲田大学文学学術院・教授	山部 能宜	インド・中央アジア仏教学	博士(イエール大学)
審査委員	早稲田大学文学学術院・教授	大久保 良峻	仏教学(日本・中国)	博士(早稲田大学)
審査委員	駒澤大学仏教学部・名誉教授	池田 練太郎	インド仏教学	
審査委員				
審査委員				